

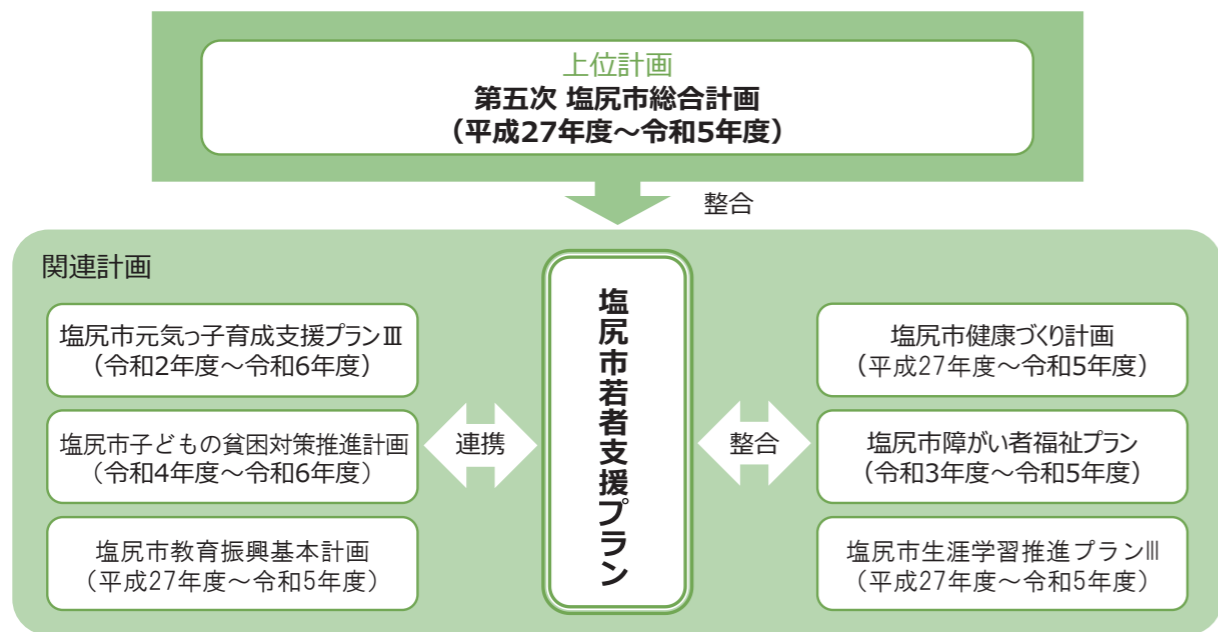
本計画の根拠法

根拠法	子ども・若者育成支援推進法
目的	子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども・若者育成支援推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策を推進すること

本プランの位置付け

本プランは、本市が目指す都市像や長期戦略が示されている第五次塩尻市総合計画との整合を図りながら、ひきこもり等の困難を抱える若者への支援を推進するための個別計画です。

関連する本市の各分野の計画と連携・整合させながら、若者への支援に関する施策を展開していきます。



本プランの期間

本プランの期間は、令和4年度から令和6年度までの3か年です。

本プランの進捗状況の把握

基本目標『すべての若者が、自分らしい人生の実現を目指して、歩いていけるまち』の実現のため、次の評価指標を設定し、各指標の進捗状況を分析することで、計画の点検・評価を行います。

指標名	単位	現状値 (年度)	方向性
相談窓口での相談件数	件	197 (R3)	↑ 上げる
（内 継続相談件数）	件	—	↑ 上げる
（内 本人・家族の状況が維持又は改善した件数）	件	—	↑ 上げる

令和4～6年度

塩尻市 若者支援プラン (子ども・若者育成支援計画) ダイジェスト版



すべての若者が、自分らしい
人生の実現を目指して、
歩いていけるまち

令和4年3月

塩尻市

塩尻市若者支援プランの概要

統計資料から

塩尻市のひきこもり者数

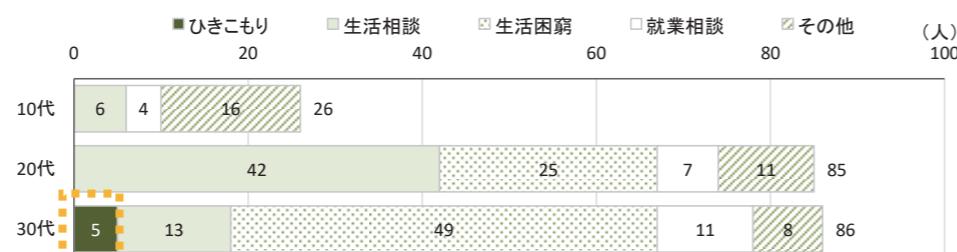
ひきこもりに関する全国規模の調査には、平成27年度に内閣府が実施した「若者の生活に関する調査」があります。この調査をもとに塩尻市のひきこもり者数を計算すると、

- 広義のひきこもり：268人
- 狭義のひきこもり：88人

となります。

塩尻市の若者支援相談窓口への相談件数

令和3年度の塩尻市内の若者支援相談の内容ごとの実件数をみると、年代が上がるごとに相談件数は増え、問題が多様化しています。ひきこもりの状態であっても、別の相談をしているケースも想定されます。ひきこもり者数の推計と比較すると、ひきこもりの若者は、ごく一部しか把握できていないと考えられます。



基本目標

すべての若者が、
自分らしい人生の実現を目指して、
歩んでいけるまち



相談先

塩尻市には、若者の抱える様々な困難に関する相談先があります。次の相談先までお気軽にご連絡ください。御本人、御家族、支援者どなたでも構いません。



現状と課題の整理

現状：ひきこもりは、表面化しにくく、実態の把握が難しいため、支援につながっていない場合が多くある

- 【各種データより】
- ・ 国の調査によると、15～39歳のひきこもり者は全国で54.1万人と推計されており、塩尻市の人口で計算した場合、268人と推計されています。

現状：不登校、就活・就業の挫折等のきっかけにより、ひきこもりは若年期に発生する傾向がある

- 【各種データより】
- ・ 15～39歳のひきこもりは若い時に発生している傾向にあり、24歳までが約8割となっています。また、15～3歳のひきこもりになったきっかけは不登校、就活・就業の挫折が多くなっています。

現状：抱えている困難の状況が様々であり、支援の方法も一様ではない

- 【各種データ・支援者ヒアリングより】
- ・ 15～39歳のひきこもり者の約75%が3年以上ひきこもり状態を続けている状況です。
- ・ ひきこもり者の中には、少しアドバイスをすることで社会復帰できる層もいます。
- ・ 早期支援の仕組みと合わせて、効果的にアウトリーチをしていくことが重要です。

現状：若者本人と同様に家族も悩み、支援を必要としている。また、家族の関わり方が若者の現在に大きな影響を与えている

- 【各種データ・支援者ヒアリングより】
- ・ 支援対象者の家族は、専門家からの具体的なアドバイスを求めています。
- ・ ひきこもり者の多くは親等に経済的に依存しています。

現状：相談では、課題に応じた様々なニーズに対応していくことが必要である

- 【支援者ヒアリングより】
- ・ 支援には、必要な情報を把握すること、適切な支援メニューにつなぐことが必要です。

現状：各相談機関での相談が、適切につながっていない現状がある

- 【支援者ヒアリングより】
- ・ 行政の相談窓口はハブとしての機能が期待されており、支援者との連携による支援のネットワーク強化が求められています。

※本プランの対象となる「若者」の範囲は、18歳から概ね40歳未満とします。また、関連計画と連携した切れ目のない支援体制を構築していくため、中学校や高等学校等との連携を推進します。

施策の展開

基本方針1

若者・家族への支援の充実

施策1 義務教育期から高校生期の切れ目のない早期支援の充実

義務教育期から高校生期までの切れ目のない支援体制を充実するため、中学校や高等学校等との情報連携とその仕組みづくりを推進します。



施策2 若者の日常生活・社会生活・経済的自立のための支援

元気っ子応援事業と連携し、18歳以降の継続した支援を行うほか、ひきこもり、ニート等の状況にあり、日常生活、社会生活、経済的自立のために困難を有する若者の支援を実施します。



施策3 家族への相談支援の充実

ひきこもり、ニート等の状況にある若者の家族が、その状況や接し方等を理解し、課題を抱える若者をサポートできるようになるための相談支援を推進します。



基本方針2

相談窓口の周知と連携体制の構築

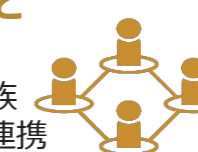
施策1 相談窓口の周知と運営

ひきこもり、ニート等による様々な困難を解決したい若者とその家族が、ニーズに応じた相談支援を受けられるよう、相談窓口の周知、相談職員の資質向上等を推進します。



施策2 支援機関の連携体制の構築と地域との連携

ひきこもり、ニート等による様々な困難を解決したい若者・家族が、ニーズに応じた相談支援を受けられるよう、各支援機関の連携を促進するとともに、地域社会全体で支える仕組みづくりを推進します。



義務教育期の不登校等に関する相談

教育総務課
☎0263-52-0830

高校生の不登校等に関する相談

高校中退・卒業後の困難に関する相談

困難を抱える若者への接し方等に対する相談

家庭支援課
☎0263-52-0891
特定非営利活動法人ジョイフル
☎0263-51-9088

中途退職後の困難に関する相談

特定非営利活動法人ジョイフル
☎0263-51-9088

どこに相談すればよいかわからない時の相談窓口

家庭支援課
☎0263-52-0891
→必要に応じ、関係機関にもおつなぎします
福祉課
☎0263-52-0280(代表)
健康づくり課
☎0263-52-0855
又は0263-52-0858
まいさぼ塩尻
☎0263-52-0026
松本圏域障がい者基幹相談支援センターボイス
☎0263-51-5353